

## 02-1 無権代理

## 図表 無権代理

本人が採りうる手段	相手方が採りうる手段
<p>(1) 追認 本人が無権代理行為を追認すれば、本人に効果が帰属する（113条1項）。 追認は、別段の意思表示がない場合、契約の時に遡ってその効力を生じる（116条本文）。ただし、第三者の権利を害することはできない（116条ただし書）。 なお、追認は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することはできない。もっとも、相手方が追認のあったことを知ったときは、対抗することができる（113条2項）。</p> <p>(2) 追認拒絶 本人が追認を拒絶すれば、無権代理行為は本人に効果帰属しない。</p>	<p>(1) 催告権 相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。本人が確答しない場合には、追認を拒絶したものとみなされる（114条）。</p> <p>(2) 取消権 善意の相手方は、本人が追認しない間、無権代理行為を取り消すことができる（115条本文）。ただし、契約の時に代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない（115条ただし書）。</p> <p>(3) 表見代理の主張</p> <p>(4) 無権代理人への責任追及</p> <p>ア 意義 無権代理人の責任は、相手方の保護と代理制度の信用保持のために法律が特別に定めた無過失責任である。</p> <p>イ 要件（117条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 他人の代理人として契約をしたこと</li> <li>② 代理人が自己の代理権を証明することができないこと</li> <li>③ 本人の追認がないこと</li> <li>④ 免責事由 <ol style="list-style-type: none"> <li>i 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき</li> <li>ii 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。 ただし、他人の代理人として契約をした者が、自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。</li> <li>iii 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき</li> </ol> </li> </ol> <p>ウ 効果 相手方の選択により、履行または損害賠償の責任を負う（117条1項）。</p>

## 02-2 無権代理と相続

図表 無権代理と相続

	単独相続の場合		共同相続の場合	無権代理人と本人の双方を相続した場合
	無権代理人が本人を相続した場合	本人が無権代理人を相続した場合		
事 例	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。その後、本人 A が追認も追認拒絶もしないうちに死亡して無権代理人 B が A を相続した。	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。その後、無権代理人 B が死亡して、本人 A が相続した。	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。その後、本人 A が追認も追認拒絶もしないうちに死亡して無権代理人 B と他の相続人 D が A を共同相続した。	A 所有の不動産を子 B が無断で C に売却した。本人 A に子 D もいた場合、まず無権代理人 B が死亡した後に本人 A が死亡した。
判 例	無権代理行為は当然に有効となる。 判例は、無権代理人が本人を相続した場合においては、自らした無権代理行為につき本人の資格において追認を拒絶する余地を認めるのは信義則に反するから、右無権代理行為は相続と共に当然有効となるとしている（最判昭40.6.18）。 なお、判例は、本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為が有効になるものではないとする（最判平10.7.17）。	判例は、相続人である本人 A の追認拒絶権は認められるべきであるから、被相続人の無権代理行為は本人の相続により当然有効なものではないとした（最判昭37.4.20）。 もっとも、本人 A は無権代理人たる地位を相続することになるので、無権代理人の責任(117条)を負うことになる（最判昭48.7.3）。	D が追認しないかぎり、無権代理行為は有効とならない。判例は、本人 A が持っていた無権代理行為の追認権は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属することとなるため、共同相続人全員が共同してこれを行使しない限り、無権代理行為が有効となるものではないとする（最判平5.1.21）。	判例は、D は無権代理人の地位を包括的に承継しているため、追認拒絶できないとした（最判昭63.3.1）。